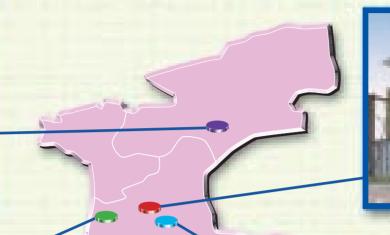


#### 出雲市•平田市•佐田町•多伎町•湖陵町•大社町





(平田市国富町・平成16年10月完成予定 【平田市・斐川町火葬場組合】



部·出雲消防署本署(出雲市渡橋町 【出雲市外 4 町広域消防組合】



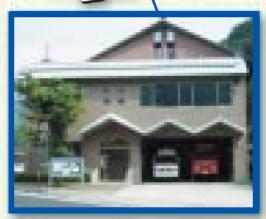
出雲環境センター(出雲市西園町 【出雲市外6市町広域事務組合】



出雲休日診療所(出雲市今市町) 【出雲市外6市町広域事務組合】



出雲消防署西部分署(多伎町大字久村) 【出雲市外 4 町広域消防組合】



出雲消防署南部分署(佐田町大字反辺) 【出雲市外 4 町広域消防組合】



出雲エネルギーセンター(出雲市芦渡町 【出雲市外 6 市町広域事務組合】

2市4町は、斐川町と一部事務組合を組織して、効率的な事務の共同処理を実施して います。

この一部事務組合の取扱いについて、2市5町合併協議会の解散の後、2市4町は斐 川町と協議を続けてきましたが、このたび斐川町が、一部事務組合を解散する方向で了 承されたことから、6月25日の第7回協議会において、2市4町と斐川町で構成する一部事 務組合は解散し、新市が2市4町に係る業務を引き継ぐことを決定しました。

今後は、写真(表紙に掲載)の施設も含めた財産の取扱い等について、継続して斐川 町と協議していくこととなります。

※2市4町と斐川町で構成する一部事務組合 出雲市外6市町広域事務組合、出雲市外4町広域消防組合、出雲市外3市町斐伊川水系水利組合、平田市・斐川町火葬場組合

#### CONTENTS (目次)

第6回・第7回合併協議会を開催

- 議会議員の定数及び任期の取扱い ● 保育料の取扱い ●地方税の取扱い、窓口証明手数料の取扱い —
- ●上下水道関係の取扱い -◆その他の決定(議案)事項 -市町村合併講演会を開催
- 10 合併協定項目と協議状況 事務局からのお知らせ **- 10**

# 第6回6第7回合併協議会を開催



平成16年6月10日(木)に第6回協議会をラピタウェディングパレスで、6月25日(金)に 第7回協議会を出雲交流会館で開催しました。

会議では、議会議員の定数及び任期の取り扱いが決定となった他、地方税や保育料をはじめとする住民負担に関わる取り扱いが決定されました。

7月の協議会では、新市建設計画を含む残された協定項目の調整を終え、合併協議の中間とりまとめを行い、その全体を住民のみなさまにお示しする予定としています。



# 議会議員の定数及び任期の取扱い

#### 新市の議会議員の定数は34人

総務・企画小委員会では、合併による経費削減効果を発揮できるように、合併特例法上の特例は使わず、議員定数を法定上限数の34人とすることは早い段階でまとまりました。しかし、選挙区を設置するかどうかについては協議がまとまらず、6月11日の小委員会において、正副委員長と共通委員にとりまとめを一任しました。その結果、小委員会での大勢の意見であった「選挙区なし、定数は34人」とする調整方針を、小委員会全委員の了解を得て第7回協議会に提案し、決定となりました。

なお、新市の議会議員の選挙は、合併後50日以内に実施されます。



[別表] 【不育科 (				(単位:円)
	階層区分	階層	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯		第1	0	0
前年度市町村民税 の区分が、右の区 分に該当する世帯 (第1階層及び第5 ~14階層を除く)	市町村民税非課税世帯	第 2	8,000	5,500
	市町村民税課税世帯 (均等割のみ)	第3	16,000	11,000
	市町村民税課税世帯 (所得割あり)	第 4	18,000	13,000
第1階層を除き、前 年分の所得税課 税世帯であって、そ の所得税の額の区 分が右の区分に該 当する世帯	15,000円未満	第 5	21,000	17,000
	15,000円以上30,000円未満	第 6	23,000	18,000
	30,000円以上64,000円未満	第7	26,000	20,000
	64,000円以上80,000円未満	第8	28,000	22,000
	80,000円以上120,000円未満	第9	31,000	25,000
	120,000円以上160,000円未満	第10	34,000	28,000
	160,000円以上200,000円未満	第11	39,000	31,000
	200,000円以上300,000円未満	第12	45,000	34,000
	300,000円以上408,000円未満	第13	47,000	36,000
	408,000円以上	第14	49,000	38,000
母子世帯、在宅障 害児のいる世帯	第2階層		0	0
	第3階層		15,000	10,000
	第4階層		17,000	12,000

#### 平保育17料 あります。 第3子以降の児童が入所している場合 免除となります。 同一世帯から2人以 最も年齢の高い児童は全額負担となりますが、次に年齢の高い児童は、 これ以外の児童は、全額免除となります。 は 年度から別表のとおりになります。 平成 16年度は現行 上が同時に入所している場合 とおり。

なお、経済的負担感の大きい多子世帯の保育料については、次のとおり軽減措置が

#### 方税の取扱い、 上下水道関係の取扱い 証明手数料の取扱い

第8階層から第4階層に属する場合には2分の1免除となります

別表の第2階層から第7階層に属する場合には、

3分の2免除となります。

#### 上水道料金は、合併時は現行のとおり

合併後2年を目途に新統一料金を設定し、合併後の新し い水道料金審議会に諮って決定します。

#### 簡易水道料金は、合併時は現行のとおり

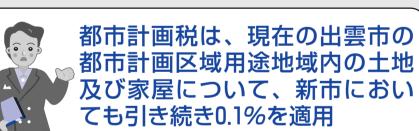
合併後2年を目途に、上水道料金と同一にするよう調整 します。

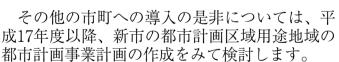
#### 公共下水道使用料は、合併時は現行のとおり

合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り、新料金制度 を決定するよう調整します

#### 農(漁)業集落排水使用料は、合併時は 現行のとおり

合併後2年を目途に、公共下水道使用料の改定にあわせ、 公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整します。





#### 市税その他公課に関する証明手数料は、 合併時から1件について200円

所得証明書、納税証明書などは、1件200円となり ます。

#### 窓口手数料のうち、2市4町で差異のあ る手数料は、出雲市の例により合併時に 統一

住民票の写し、印鑑登録証明書は、1通200円にな ります。

# その他の決定(議案)

# 回旋載会での決定

# 農業委員会委員の定数及 び任期の取扱い

【産業·建設小委員会付託案件】

1

選挙による委員の定数は、40人とす 新市に1つの農業委員会を置き、

2 農業委員会の選挙による委員の選 挙については、選挙区を設けるものと し、それぞれの選挙区の区域は、次の とおりとする。

(2) 佐田町、多伎町及び湖陵町を区 ①平田市を区域とする選挙区 域とする選挙区

(3)出雲市及び大社町を区域とす る選挙区

に分割するよう新市において調整す との均衡を保つため、複数の選挙区 とする選挙区については、他の選挙区 ただし、出雲市及び大社町を区域

3 時においては、平成17年9月21日ま る委員として在任する委員の定数 で在任特例を適用し、合併後も引き は、80人とする。 続き新市の農業委員会の選挙によ 前記1及び2にかかわらず、合併

ごとの人数は、出雲市26人、平田市 その場合の各市町の農業委員会

> 陵町6人、大社町13人とする。 16人、佐田町13人、多伎町6人、湖



# 各種事務事業(窓口業務関

【福祉·教育小委員会付託案件】

係)の取扱い

# 窓口手数料

2市4町で差異のない手数料は、現

行のとおりとする。 ただし、「住民票の閲覧」の単位は、

> 年被後見人等)」の単位の取扱いについ 1人1件とし、「身分証明(破産者、成 ては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町 及び大社町の例により合併時に統一す

# 2 窓口サービスのあり方

自治体の動向などを踏まえ、新市に おいて検討する。 市全域にわたるサービス向上や電子 現行のとおり新市に引き継ぎ、新



# 係)の取扱い 各種事務事業 (保健事業関

〔福祉・教育小委員会付託案件】

# 各種予防接種

いては、合併時までに調整する。 実施時期等調整が必要な事項につ 当面現行のとおり新市に引き継ぐ。

びインフルエンザを除く予防接種の接 に配慮しつ調整する。 接種の方向で検討するが、地域の実情 種方法については、新市移行後に個別 ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及



行後、統一する方向で調整する。 当面現行のとおりとし、新市に移

# 3 予防接種被害調查委員会

現行のとおり新市に引き継ぐ。

# 乳幼児等医療費助成制度

だし、一部負担金は、700円に統一す 現行のとおり新市に引き継ぐ。

# 福祉医療費助成制度

整する。 大社町の例により、合併時までに調

# 6 健康増進施設事業

において検討する。 用促進や効率的運営については、新市 現行のとおり新市に引き継ぎ、利

おり新市に引き継ぐ 施設利用料金については、現行のと

# 7 基本健康診査

する。 歳以上の者を対象に実施する。なお、 選択項目については、眼底検査のみと 実情に応じて集団健診も併用し、18 個別健診を原則とするが、地域

## \*診査負担金

料とする。 給者、市町村民税非課税世帯は無 者、70歳以上の高齢者、生活保護受 することとし、国民健康保険加入 医療機関への委託料の1割を負担

#### \*委託料

る。 託料については、新市において統一す 個別健診・集団健診それぞれの委

# 肝炎点

施する。 C型、B型、C型の選択形式により実 を踏まえた要指導の者を対象に、B+ の5歳刻 団健診も併用し、40歳から70歳まで 則とするが、地域の実情に応じて集 40歳以 みの節目年齢及び検査結果 上については、個別健診を原

する。 福祉センターにおいてC型のみを実施 39歳以 下の者については、出雲健康

# \*検査負担金

とする。

#### \*委託料

新市において統一する。

# 骨粗

く希望者全員に実施する。 集団検診により、年齢・性別の別な

# \*検診負担金

無料とする。

#### 10 歯周 **疾患検診**

実情に応じて集団検診も併用し、40 歳・50歳の者を対象に実施する。 個別検診を原則とするが、地域の

## \*検診負担金

は無料とする。 1割を負担することとし、集団検診 個別検診は医療機関への委託料の

入者、生 非課税世帯は無料とする。 いずれの場合も、国民健康保険加 活保護受給者、市町村民税

#### \*委託料

新市な おいて統一する。

# 11 胃がん検診

## \*X線検査

象に実施する。 集団検診により40歳以上の者を対

## \*血液検査

り多くの方が受診できるよう調整す モデル事業として実施し、可能な限 個別検診で40歳以上の者を対象に

# \*検診負担金

とし、国民健康保険加入者、70歳以 関への委託料の2割を負担すること 村民税非課税世帯は無料とする。 上の高齢者、生活保護受給者、市町 X線検査、血液検査ともに医療機

#### \*委託料

新市において統一する。



#### 12 肺がん検診

を対象に実施する。 集団検診により40歳以上の希望者

## \*検診負担金

る。 市町村民税非課税世帯は無料とす 70歳以上の高齢者、生活保護受給者、 することとし、国民健康保険加入者、 医療機関への委託料の2割を負担

合併だより Vol.4

#### \*委託料

新市において統一する。

#### 13 乳がん検診

を対象に実施する。

を対象に実施する。

## \*検診負担金

いては医療機関への委託料の2割を 受給者、市町村民税非課税世帯は 負担することとし、国民健康保険加 無料とする。 入者、70歳以上の高齢者、生活保護

新市において統一する

# 子宮がん検診

歳以上の女性を対象に実施する。 実情に応じて集団検診も併用し、30

## \*検診負担金

医療機関への委託料の2割を負担

より、40歳以上の者を対象に実施す 検体を医療機関へ郵送する方法に

#### 診

集団検診により、30歳以上の女性

## \*X線検査

個別検診により、45歳以上の女性

触診については無料、X線検査につ

#### \*委託料

個別検診を原則とするが、地域の

市町村民税非課税世帯は無料とす 70歳以上の高齢者、生活保護受給者、 することとし、国民健保険加入者、

新市において統一する。

# 大腸がん検診

# \*検診負担金

郵送料(申し込み葉書代5円)の

ままとする。

みの負担とする。

新市において統一する。



## 16 前立腺がん検診

健康診査の際に併行して実施する。 50歳・55歳・60歳の男性を対象に基本 集団健診、個別健診の併用により、

## \*検診負担金

生活保護受給者、市町村民税非課税 世帯は無料とする。 することとし、国民健康保険加入者、 医療機関への委託料の2割を負担

## \*委託料

新市において統一する。 集団・個別ごとの委託料については

# 人間ドック

限り多くの方が受診できるよう調整 者を対象に実施することとし、可能な 30歳から65歳までの5歳刻みの年齢の 個別健診により、国保加入者のうち

択と抽選の機会を供することにより 性を図るようにしつつも、受診者に選 いては、新市移行後に可能な限り整合 対処することとし、当面の間は現状の 医療機関ごとの検査項目の差異につ

### \*負担金

することとし、市町村民税非課税世 帯は無料とする。 医療機関への委託料の2割を負担

#### \*委託料





## 脳ドッ

る。 多くの方が受診できるよう調整す ち 40歳から 69歳までの年齢の者を対 象に実施することとし、可能な限り 個別健診により、国保加入者のう

のままとする。 選択と抽選の機会を供することによ ついては、新市移行後に可能な限り整 り対処することとし、当面の間は現状 合性を図るようにしつつも、受診者に 医療機関ごとの検査項目の差異に

### \*負担金

医療機関への委託料の2割を負担

